

News Release

平成26年1月30日
N I T E (ナイト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構

加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故防止について（注意喚起）

昨年2月、長崎県で加湿器（リコール製品）が火元とされる火災により、5人が死亡する事故がありました。また、例年2月は加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故（※1）が多く発生しています。電源コードの不適切な取り扱いによる火災や乳幼児が蒸気に触れてやけどなどが発生しており、事故防止のための注意が必要です。

N I T E（ナイト）に通知された製品事故情報（※2）において、平成20年度から24年度までの5年間に空気清浄機74件、除湿機56件、加湿器54件、計184件（※3）の事故がありました。

被害状況別にみると、死亡事故1件、重傷事故5件、軽傷事故22件、拡大被害（※4）80件、製品破損等76件がありました（※5）。

誤った使い方や不注意な使い方等、「製品に起因しない事故」の発生状況を分類すると、次のような事故が発生しています。

- （1）乳幼児が加湿器等の吹き出し口で蒸気によるやけど、吹き出し口の格子へ指を押し込んだ、フィルターを外して内部のファンに触れて傷を負った。
- （2）加湿機能付き空気清浄機を運ぼうとした際に、タンクの取っ手を持ったため、水がこぼれ、階段で転倒した。
- （3）空気の吸い込み口や吹き出し口から液体等が入り、電源基板に付着し、ショート、発火した。
- （4）フィルターの取り付け忘れて、除湿機内に吸着されたほこりがヒーターの熱で加熱され発火した。
- （5）コードが繰り返しの引っ張りや屈曲、家具等の荷重による負荷で断線してショートし、発火した。

加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故は、製品の注意事項を守り、誤った使い方や不注意な使い方等にも気をつけていただくことで、未然に防げる事故が多くあります。社告・リコール情報の周知徹底も含め、製品を正しく使用して事故を防止していただくために、注意喚起を行うこととしました。

- （※1）加湿器、空気清浄機及び除湿機を対象とし、除湿機能を持つエアコンや加湿機能付きファンヒーター等、付加機能としての空気清浄や除湿、加湿機能を持つ他の製品は含まない。
なお、除加湿機能付き空気清浄機は空気清浄機に分類する。
- （※2）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。
- （※3）平成25年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。
- （※4）製品本体のみの被害にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすこと。
- （※5）被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。

1. 加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故は平成20年度から24年度までの5年間に184件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。増減はありますが、毎年約40件前後の事故が発生しています。

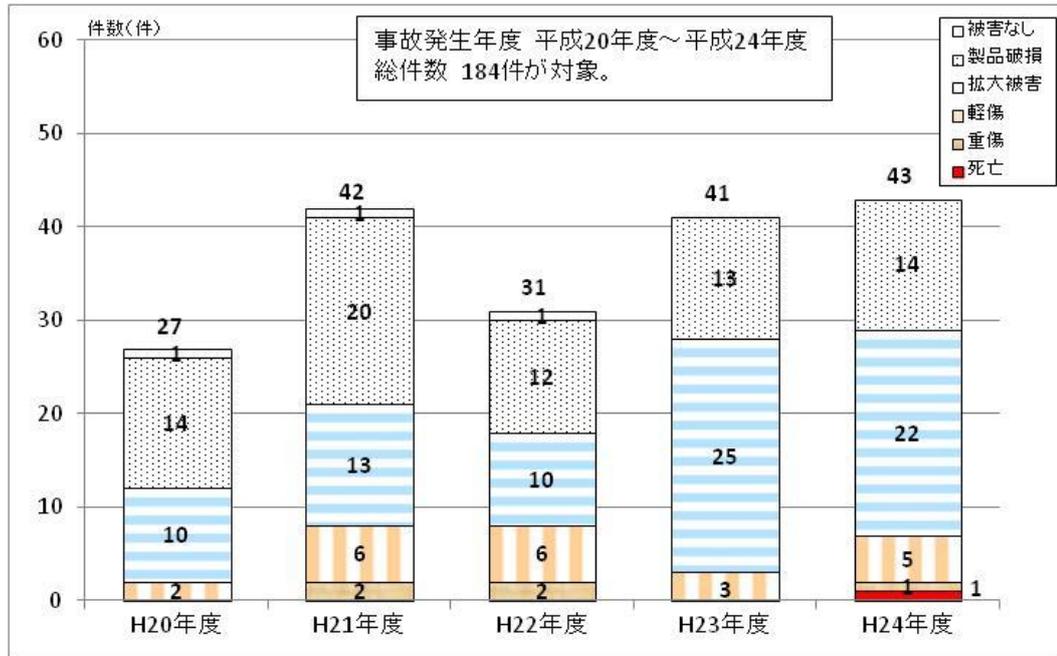


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 製品別事故件数について

「年度別 製品別 事故件数」を表1に示します。

事故件数は、「空気清浄機」が最も多く74件（40.2%）、次に「除湿機」56件（30.4%）、「加湿器」54件（29.4%）となっています。

表1 年度別 製品別 事故件数（件）

品名	H20	H21	H22	H23	H24	合計
空気清浄機	10	18	13	12	21	74
除湿機	10	17	6	14	9	56
加湿器	7	7	12	15	13	54
合計	27	42	31	41	43	184

「被害状況別 製品別 事故件数」を表2に示します。

加湿器の死亡事故1件は、スチーム式加湿器（リコール品）によるとみられる火災事故です。

表2 被害状況別 製品別 事故件数 (件)

品名	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし	合計
空気清浄機		2	11	24	37		74
除湿機		1	6	33	15	1	56
加湿器	1	2	5	23	21	2	54
合計	1	5	22	80	73	3	184

(3) 事故の月別発生件数について

「月別事故発生件数」を図2に示します。

2月に事故件数が増加していますが、冬の加湿器の事故増加に加え、空気清浄機は11件中5件が加湿機能付きの製品による事故でした。さらに、除湿機は一年を通して事故が発生していますが、2月に増加する傾向があります。

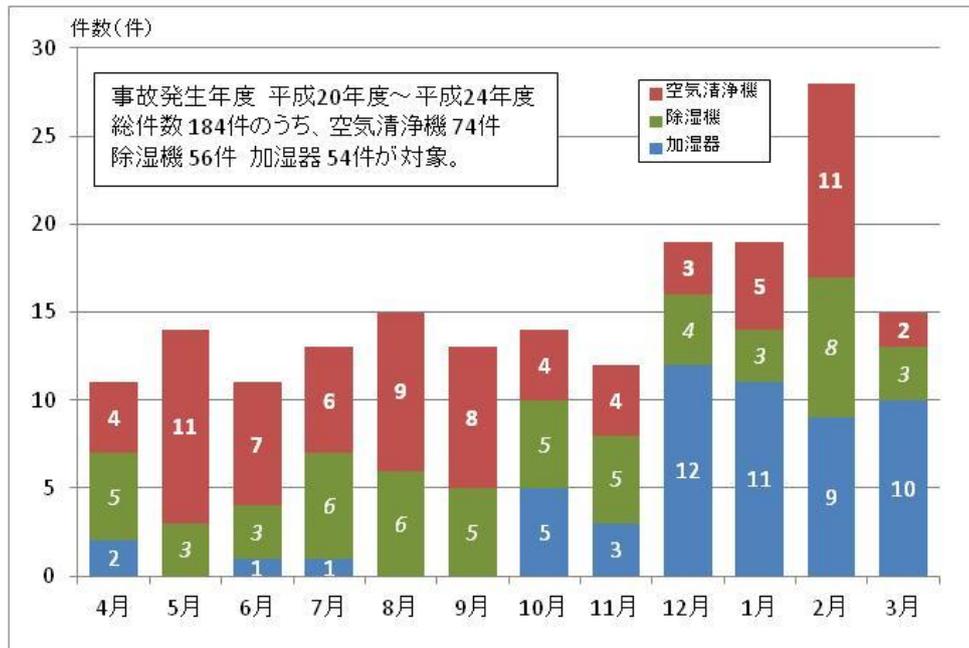


図2 月別事故発生件数

(4) 事故の年代別被害者数について

「年代別被害者数」を図3に示します。

10歳未満の被害は、すべて4歳以下の乳幼児で、加湿器のスチーム吹き出し口でのやけどや吹き出し口の格子に指を入れ、切り傷を負った事故等です。また、70歳以上の5人の死亡者は、スチーム式加湿器（前出のリコール品）が火元とされる1件の火災事故によるものです。

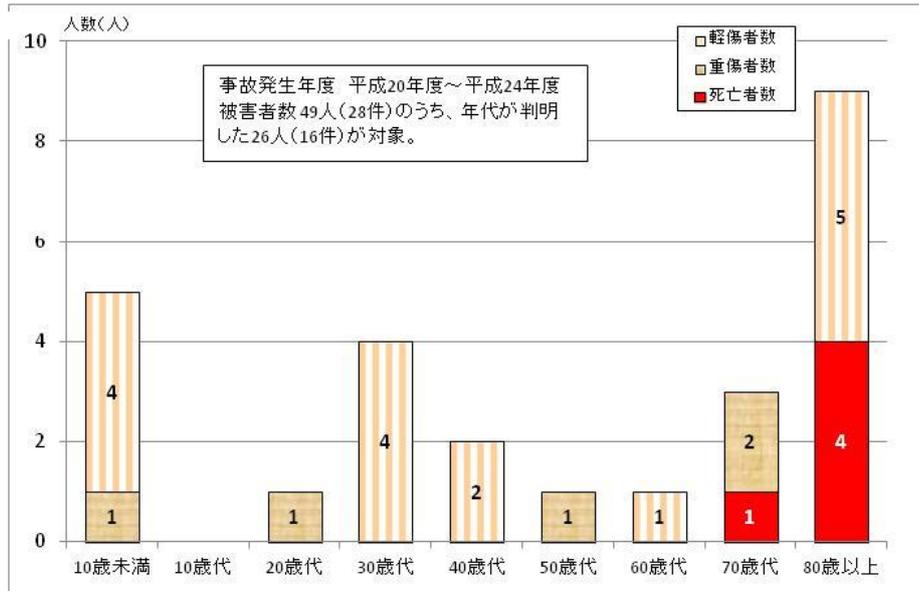


図3 年代別被害者数

(5) 事故の原因と被害について

加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故の「事故原因区分別発生件数」を図4に示します。

「製品に起因する事故（事故原因区分A、B、C、G3）」合計99件（53.8%）

「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、F）」合計34件（18.5%）

となっています。

事故の特徴としては、誤使用や不注意な使い方等による「製品に起因しない事故」に比べ、設計、製造、表示などに問題があった「製品に起因する事故」が多くなっています。

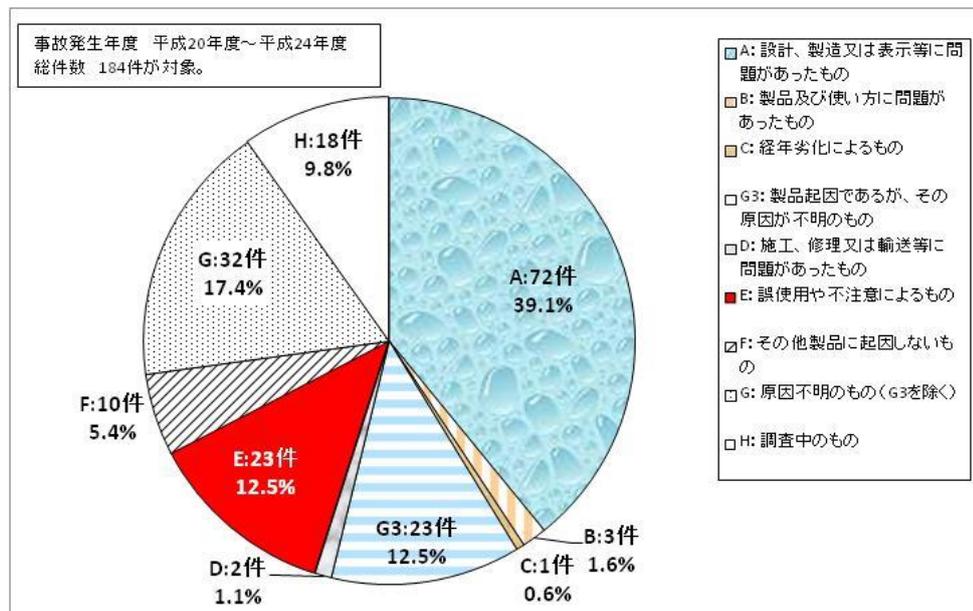


図4 事故原因区分別発生件数

加湿器、空気清浄機及び除湿機の「事故原因区分別被害状況」を表3に示します。

「製品に起因する事故」合計99件のうち、人的被害は13件で、死亡1件、重傷2件、軽傷10件となっています。特に死亡事故の1件は、「設計、製造又は表示等に問題があったもの」に分類された加湿器（リコール製品）で、ヒーター管の固定が不十分であったために外れ、周囲の樹脂に接触して発火し、火災に至ったとされるものです。

また、「設計、製造又は表示等に問題があったもの」に分類される重傷事故1件は、加湿器（リコール製品）で、タンク内のお湯があふれ、やけどを負ったもので、さらに、「経年劣化によるもの」は、除湿機の取っ手が約10年の長期使用で劣化して折れ、製品が足に落下したものです。

表3 事故原因区分別被害状況 (※6)

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A:設計、製造又は表示等に問題があったもの	1 (5) [1]	1 (2)	8 (19) [1]	27 [1]	35		72 (26) [3]
	B:製品及び使い方に問題があったもの			1 (1)	2			3 (1) [0]
	C:経年劣化によるもの		1 (1)					1 (1) [0]
	G3:製品起因であるが、その原因が不明のもの			1 (1)	9 [3]	12	1	23 (1) [3]
	小計	1 (5) [1]	2 (3) [0]	10 (21) [1]	38 (0) [4]	47 (0) [0]	1 (0) [0]	99 (29) [6]
製品に起因しない事故	D:施工、修理、又は輸送等に問題があったもの				2			2 (0) [0]
	E:誤使用や不注意によるもの		1 (1)	4 (4)	7	11		23 (5) [0]
	F:その他製品に起因しないもの		1 (1)	2 (2)	4	2	1	10 (3) [0]
	小計	0 (0) [0]	2 (2) [0]	6 (6) [0]	13 (0) [0]	13 (0) [0]	1 (0) [0]	35 (8) [0]
G:原因不明のもの (G3を除く)				4 (9) [1]	16 [7]	11	1	32 (9) [8]
H:調査中のもの			1 (1)	2 (2) [1]	13 [1]	2		18 (3) [2]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	1 (5) [1]	5 (6) [0]	22 (38) [3]	79 (0) [12]	74 (0) [0]	3 (0) [0]	184 (49) [16]

(※6) 平成25年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(6) 事故の現象別被害状況

加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故の「現象別 被害状況」を表4に示します。

「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、F）」合計35件において、現象別の被害状況では、①「コードが繰り返しの引っ張りや屈曲、荷重による負荷で断線、ショートし、発火した（※7）」事故が最も多く、9件発生しています。また、③「乳幼児が加湿器等の吹き出し口で蒸気によるやけど、吹き出し口の格子へ指を押し込んだ、フィルターを外して内部のファンに触れて傷を負った」事故は3件で、すべて4歳以下の乳幼児が被害にあっています。

表4 現象別 被害状況 (※6)

被害状況 現象の内容		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因しない事故 D、E、F	①コードが繰り返しの引っ張りや屈曲、荷重による負荷で断線、ショートし、発火した。			1 (1)	4	4		9 (1) [0]
	②コードの修理・改造時のねじり接続時等の接続不良で異常発熱、発火した。				3	1		4 (0) [0]
	③乳幼児が加湿器の吹き出し口等でやけどや切り傷を負った。		1 (1)	2 (2)				3 (3) [0]
	④空気の吸い込み口や吹き出し口から、液体等が入り、電源基板に付着し、ショート、発火した。			1 (1)	1			2 (1) [0]
	⑤運ぶ際にタンクの取っ手を持ったため、水がこぼれ、階段で転倒した。		1 (1)					1 (1) [0]
	⑥フィルター取り付け忘れて、除湿機内に吸着されたほこりが、ヒーターの熱で加熱され発火した。						1	1 (0) [0]
	⑦その他			2 (2)	4	5		11 (2) [0]
	⑧不明				1	2	1	4 (0) [0]
製品に起因する事故 (A～C、G3)		1 (5) [1]	2 (3)	10 (21) [1]	38 [4]	47	1	99 (29) [6]
G:原因不明のもの (G3を除く)				4 (9) [1]	16 [7]	11	1	32 (9) [8]
H:調査中のもの			1 (1)	2 (2) [1]	13 [1]	2		18 (3) [2]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	1 (5) [1]	5 (6) [0]	22 (38) [3]	79 (0) [12]	74 (0) [0]	3 (0) [0]	184 (49) [19]

(※6) 平成25年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(※7) 電源コードは、銅線などの心線を塩化ビニル樹脂等で覆ったものであり、電源コードに「繰り返しの曲げ」、「ねじり」、「引っ張り」、「巻き付け」、「重いものでの踏みつけ」、「扉などへの挟み込み」等の力が加わると、心線の全部または一部に断線が生じる。

電源コードの心線に断線が生じた状態で使用すると、電源コードに異常発熱が生じ、コードの被覆が溶融し、心線同士がショートして火花が飛び、やけどや発火などの原因となる。

(7) 事故事例の概要について

加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故について、現象別に事例を示します。

- ① コードが繰り返しの引っ張りや屈曲、家具等の荷重による負荷で断線してショートし、発火した。
○平成21年12月11日（神奈川県、年代不明・女性、軽傷）
（事故内容）
除湿機及び周辺が焼損する火災が発生した。
（事故原因）
除湿機の電源コード本体側プロテクター付近で繰り返しの屈曲等の外圧が加わったため、コード内部の心線が断線して、火花が生じ、火災に至ったものと推定される。
なお、取扱説明書には「電源コードを無理に曲げたり、捻ったり、引っ張ったりしないでください。感電、ショート、火災の原因になる」旨、記載されていた。
- ② コードの修理・改造時にねじり接続等の不適切な接続を行ったために接続不良で異常発熱、発火した。
○平成25年1月7日（宮崎県、年代・性別不明、拡大被害）
（事故内容）
除湿乾燥機から出火し、機器背面とその周辺を焼損した。
（事故原因）
使用者が電源コードを修理した際に、本体側コードプロテクターを取り外したため、使用中に電源コード引き出し部に応力が集中して断線が生じて、ショートし火花が発生して焼損したものと推定される。
なお、取扱説明書には、「絶対に分解したり修理しない。火災の原因になる」旨、記載されていた。
- ③ 乳幼児が加湿器等の吹き出し口で蒸気によるやけど、吹き出し口の格子へ指を押し込んだ、フィルターを外して内部のファンに触れて傷を負った。
○平成21年10月23日（大阪府、10歳未満・女兒、重傷）
（事故内容）
加湿器を使用中、乳児がやけどを負った。
（事故原因）
加湿器を床に置いて使用していたため、女兒（8カ月）が蒸気吹き出し口に触れて手にやけどを負ったものと推定される。
なお、取扱説明書には、「幼児の手の届くところや、不安定な場所では使わない」「蒸気吹出口に触らない、顔などを近づけない」旨、記載されていた。
- ④ 空気の吸い込み口や吹き出し口から液体等が入り、電源基板に付着し、ショート、発火した。
○平成22年1月16日（千葉県、40歳代・男性、軽傷）
（事故内容）
空気清浄機及び周辺が焼損する火災が発生した。
（事故原因）

安全とあなたの未来を支えます

空気清浄機の空気吹き出し口から入った液体が、ファンモーターユニットのすき間から電気基板にこぼれたため、電源基板の銅箔パターン間でトラッキング現象が発生し、火災に至ったものと推定される。

- ⑤ 加湿機能付き空気清浄機を運ぼうとした際に、タンクの取っ手を持ったため、水がこぼれ、階段で転倒した。

○平成21年12月28日（埼玉県、70歳代・男性、重傷）

（事故内容）

加湿機能付き空気清浄機を持ち、階段を下りようとしたところ、水がこぼれ、足を滑らせ転倒し、1人が重傷を負った。

（事故原因）

使用者が空気清浄機を運ぶ際、水タンク及びトレイを抜かず、また、持ち運び用の取っ手ではなく水タンクを取り外す取っ手を持ったため、本体が傾き水が漏れたものと推定される。

なお、取扱説明書には、「移動時は、水タンク及びトレイを抜いて、本体側面の取っ手を両手でしっかり持ち、水平に持ち運ぶ。傾けたりゆすったりしないでください。水がこぼれて床をぬらす」旨、記載されていた。

- ⑥ フィルター取り付け忘れて、除湿機内に吸着されたほこりがヒーターの熱で加熱され発火した。

○平成21年7月24日（滋賀県、年代・性別不明、製品破損）

（事故内容）

除湿機の後部から白煙が出た。

（事故原因）

使用者が除湿機にフィルターを取り付け忘れたため、使用時に製品内部に多量のほこりが入り込み、除湿ローターに付着したほこりがヒーターで加熱され、発煙したものと推定される。

なお、取扱説明書には「必ずフィルターを取り付ける」旨、記載されていた。

2. 加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故の防止について

製品事故を未然に防ぐため、取扱説明書や器具本体に表示された注意事項をよく読み、正しく使用してください。

加湿器、空気清浄機及び除湿機は、内部に熱源を持つものが多く、使い方を間違えると火災等の事故に至る場合があります。

- ①小さな子どもが近づかないように注意してください。スチーム式の加湿器では蒸気でやけどを負ったり、吸気口や吹き出し口から指を内部に入れてけがをすることがあります。
- ②吸気口や吹き出し口から内部に水などの異物が入らないようにしてください。内部でショートを起こすなど、発火するおそれがあります。特にフィルターをつけて使用する製品ではフィルターのつけ忘れに注意し、使用方法を守ってください。また、定期的にフィルターの点検、掃除を行ってください。
- ③タンクに水が入った状態で移動させるときには、製品の持ち運び用の取っ手等を持って慎重に行ってください。熱湯をこぼしてやけどをしたり、こぼれた水で滑って転倒するおそれがあります。
- ④製品本体の周囲は十分な空間をあけて使用してください。吸気口や吹き出し口がふさがれると、本体の温度が上昇し、製品樹脂の変形や発火のおそれがあります。
- ⑤部屋間の移動等、使用場所を変えることが多い製品ですので、電源コードを傷つけないように注意してください。コードの心線が断線し、発火の原因となるおそれがあります。
 - ・コードを繰り返し曲げたり、ねじったりしないでください。
 - ・コードを傷つけたり、上から重いもので踏みつけたり、ドアなどに挟み込んだりしないでください。
 - ・コードを束ねたままや無理に曲げた状態で使用しないでください。
 - ・コードを金具などで固定しないでください。
 - ・電源プラグを抜くときはコードを引っ張らず、必ずプラグ本体を持ってください。
- ⑥電源コードを動かすと接続している製品の電源が入ったり、消えたりする、または、コード自体が部分的に熱くなる等の現象がある場合は使用を中止し、製造事業者や販売店に修理等を依頼してください。部分的に断線しているおそれがあり、使い続けると危険です。
- ⑦電源コード及び配線器具にねじり接続等、分解、改造をしないでください。

3. リコール製品による事故の防止について

お使いの製品がリコール製品でないか、確認してください（参考資料参照）。該当していれば、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。

リコールとは、製造または輸入事業者が品質問題も含め、その製品に関わる欠陥を認識し、危害の発生及び拡大を防止する為に行う製品回収等の市場対応処置であり、リコール製品をそのまま使い続けることは、大変危険です。

なお、表3の死亡事故は、平成25年2月長崎県で発生したスチーム式加湿器（リコール品）（※8）が火元とされる火災により、死亡5人、重傷1人、軽傷6人の人的被害が発生しています。当該加湿器の発火原因は、製品内部のヒーター管の固定が不十分であったために外れ、加湿器底部の樹脂に接触して発火に至ったものです。

（※8） 経済産業省は、TDK株式会社に対する消費生活用製品安全法第39条第1項に基づく危害防止命令を、平成25年3月13日に発出しました。

(別紙 1)

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの

加湿器・除湿機の機能について

(1) 加湿器

スチーム式にファンがついていて、蒸気の温度を下げてから放出するものや気化式に温風を当て効率よく水分を飛ばすタイプの製品もあります。

加湿方式	超音波式	スチーム式	気化式
方式概要	水を超音波振動で微細な霧にして室内に放出する。	水をヒーターで加熱し、蒸気にして室内に放出する。	濡れたフィルターに風を当て、水分を蒸発して室内に放出する。

(2) 除湿機

コンプレッサー方式とデシカント方式を使い分けるハイブリット式の製品もあります。

除湿方式	コンプレッサー方式	デシカント（ゼオライト）方式
方式概要	取り込んだ空気を冷却器で結露させて除湿する。除湿した空気を加熱器に通して室内の空気に戻す。	取り込んだ空気を吸湿性を持ったゼオライトに通し、除湿する。吸湿したゼオライトをヒーターで加熱して、水分をタンク内に放出する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・高温（夏）時に除湿しやすい ・重い ・運転音が大きい ・消費電力は小さい ・室内温度が上がりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・低温（冬）時でも除湿しやすい ・軽い ・運転音は比較的小さい ・消費電力は大きい ・室内温度が上がりやすい

加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故の社告・リコール製品について

N I T Eに通知された加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故は、平成20年度から平成24年度までに184件ありました。その中で社告・リコールを行った製品による社告・リコール事象と同じ事故は58件ありました。「社告・リコール製品での事故の被害状況」を表に示します。なお、社告・リコールには消費者への注意喚起等を含みます。

社告・リコール製品での事故は、「空気清浄機で製造不良のため、放電が発生して発火した。」、「加湿器で電源コードの柔軟性が低く、コードに負荷がかかり、断線しショートした。」、「加湿器でヒーター管の固定が不十分であったために外れ、周囲の樹脂に接触して発火し、火災により死亡した。」、「除湿機で吸着された物質がヒーターの熱で発火し、製品の樹脂が溶解した」等がありました。

表 社告・リコール製品での事故の製品別の被害状況 (※)

製品の種類	被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
空気清浄機			1 (1)	5 (6)	9	19		34 (7)
加湿器		1 (5)	1 (2)	1 (7)	7	4		14 (14)
除湿機				2 (6)	5	3		10 (6)
合計		1 (5)	2 (3)	8 (19)	21 (0)	26 (0)	0 (0)	58 (27)

(※) 平成25年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。
被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

また、N I T Eでは、事業者等が行った社告・リコール情報を同一形式に編集し公開しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>

社告・リコール情報の検索もできます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

検索サイトを利用する場合には、「N I T E」、「リコール」等の言葉で検索してください。

※注意喚起ちらし、注意喚起リーフレット、PSマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html>

以上

お問い合わせ先	独立行政法人製品評価技術基盤機構	製品安全センター	所長 杉浦 好之
		担当者	葛谷、長田、山城
○記者説明会前日及び当日	電話：03-3481-6566	FAX：03-3481-1870	
○記者説明会前々日まで及び翌日以降	電話：06-6942-1113	FAX：06-6946-7280	